給付対象となる事業の採択にあたっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について(商業施設等復興整備補助事業:民設型商業施設整備型)

#### 応募書類の提出について

### (1)受付期間

平成27年10月1日(木)~平成28年2月12日(金)17時まで【必着】

### (2)提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、<u>正本1部と写し1部の計2部および提出書類を収めたCD-R</u>を、上記期間までに<u>事務局へ郵送</u>にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

#### (3)提出先・問い合わせ先

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局> 【提出物】正本1部+写し1部+電子媒体一式

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9 内神田282ビル7階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局)

TEL: 03-5289-7214

※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:30 (土日祝日除く)

E-mail: syougyo-ritti@mizuho-ir.co.jp

HP: http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html

- (注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない 場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注4) 1企業で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送(1郵送につき1申請) をお願いします。

#### (4)インターネットの利用

公募要領及び関連資料は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。応募申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html (事務局)

#### (5)提出書類について

①提出に際しては、公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大き さはA4判でお願いします(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えあり ません。)。

②下の「提出書類一覧表」における書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数		
津波・原子力災害被災	・ <b>正本1部</b> … 片面印刷 A4判		
地域雇用創出企業立地	・ <u>写し1部</u> ··· 片面印刷 A 4 判		
補助事業(商業施設等	・電子媒体一式 …「提出書類のとりまとめ方法」で指定する書		
復興整備補助事業)事	類を格納したCD-R(DVD-Rも可。以下同じ。)		
務局			

- ※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ※CD-Rには申請企業名を必ず記載してください。
- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング 等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご留意ください。

#### 「提出書類一覧表」

提出書類	書 類 名	様式
	□ 応募書類	様式第1
	□ 補助事業概要説明書	様式第2
	□ 様式第2の「2(2)補助事業に要する経費、補助対象経費及	様式有り
	び補助金交付申請額」の添付資料	
	(補助金額の算出基礎)	
	□ 様式第2の添付資料	様式無し※
	※様式第2 3整備の内容(1)施設【添付書類】④資金計画	
	書、収支計画書については、参考様式がありますので、ご参	
	照ください。	

- (注1)補助金申請者が複数いる場合、様式第2「1、3(2)、(3)及び4」、様式第2「1、3(2)、(3)及び4」の添付資料については申請者ごとに用意した上で、申請単位でとりまとめて提出してください。
- (注2)上記以外にも確認書類等がありますので、「提出書類等チェックシート」を十分にご 確認ください。

## 採択の審査について

#### (1)採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行います。

- ①基本的事項の審査
  - ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ補助対象事業者の要件を満たしているか。

- イ. 補助事業者としての適格性 応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
- ウ. 補助事業の実施体制等 応募者は補助事業を継続的、効率的、かつ円滑に遂行するための十分な体制及び 能力を有しているか。
- ②事業内容に関する審査

## ア. まちなか再生計画との整合性

内閣総理大臣が認定したまちなか再生計画に適合し、関係者の合意形成、地域との協力体制のとれた事業計画となっているか。

# イ. 地域の利便性向上

地域の生活利便性の向上に資する事業か。

## ウ. 商業施設の規模等

当該商業施設が属する商圏内における人口規模等を勘案した商業施設となっているか。

# 工. 運営体制等

商業施設等の運営主体の収支計画、資金計画が妥当であって、当該事業で整備する施設等について、持続的に運営可能な事業計画となっているか。